

◆ 特定生産緑地指定に必要な書類一覧

特定生産緑地指定のために提出する書類は次のとおりです。

提出書類一覧		備考	取得方法	
申請に必要な書類 (全員提出)	1	提出書類チェック票	1箇所1枚の提出	市から送付
	2	特定生産緑地指定申請書	1箇所1枚の提出	市から送付
	3	特定生産緑地指定同意書	1箇所1枚の提出 農地等利害関係人全員の同意が必要	市から送付
	4	指定希望地の全部事項証明書 (土地登記簿謄本) (※1)	発行から 3か月以内のもの	法務局で取得
	5	指定希望地の公図 (※1)	発行から 3か月以内のもの	法務局で取得
	6	農地等利害関係人全員の 印鑑登録証明書 (※1)	発行から 3か月以内のもの	区役所で取得
該当者のみ提出	7	住所の変更を証明する書類 (※2)	4と6に記載される 農地等利害関係人の住所が異なる場合に必要	区役所等で取得
	8	その他市長が特に必要とする書類等	<ul style="list-style-type: none"> 筆の一部指定をご希望の場合 (※3) 相続未登記で申請を行う場合 (※4) 等 	-

※1 法務局や区(市)役所などの公的機関が発行する証明書類は、発行から3か月以内のものを提出してください。

※2 土地の全部事項証明書に記載されている住所から今の住所までの変更経過が分かる書類です。住民票や戸籍の附票、住居表示変更証明書や町名地番変更証明書、行政区画変更証明書などをご提出ください。

※3 筆の一部指定をご希望の場合は、分筆を行う必要がありますので、必ず測量前に分筆図面(案)をお持ちになり、所管の農政事務所にご相談ください。また、分筆登記前に測量図や、分筆登記後に地積測量図の提出が必要です。

※4 相続登記が済んでいない場合は、戸籍謄本や遺産分割協議書など、他にも書類が必要となります。詳細については、農政事務所にご相談ください。